

平成30年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年3月2日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第17号 指定管理者の指定について
第 2 議案第18号 指定管理者の指定について
第 3 議案第19号 指定管理者の指定について
第 4 議案第36号 中頓別町道路線の廃止について
第 5 議案第37号 中頓別町道路線の認定について
第 6 議案第38号 中頓別町道路線の変更について
第 7 議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 8 議案第 2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定について
第 9 議案第 3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定について
追加日程第 1 議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
追加日程第 2 議案第 2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
追加日程第 3 議案第 3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |
| 5番 細谷久雄君 | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----|-------|
| 町長 | 小林生吉君 |
| 副町長 | 遠藤義一君 |
| 教育長 | 田邊彰宏君 |

総務課参事	長尾 享 君
総務課参事	野露 みゆき 君
総務課主幹	庵 日 鶴 君
総務課主幹	笹原 等 君
産業課長	平中 敏志 君
産業課参事	藤田 徹 君
産業課主幹	永田 剛 君
建設課長	山内 功 君
建設課主幹	千葉 靖宏 君
保健福祉課長	吉田 智一 君
保健福祉課参事	黒瀧 仁司 君
保健福祉課主幹	北村 哲也 君
教育次長	工藤 正勝 君
国保病院事務長	小林 嘉仁 君
出納室主幹	今野 真二 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	矢上 裕寛 君
議会事務局書記	田辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第17号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第17号 指定管理者の指定の件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。議案第17号 指定管理者の指定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 皆さん、おはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。議案の93ページになります。議案第17号 指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

議案第17号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は中頓別町山村交流施設、指定管理者となる団体の名称は中頓別町観光協会、所在地につきましては記載のとおりであります。

指定期間につきましては、平成30年度からの1年間、平成31年3月31日までとするものであります。

本施設につきましては、観光振興計画の中で新たな観光地域づくり組織の設立によりピンネシリ温泉、そうや自然学校、農業体験交流施設とあわせて一体的な施設の管理運営を進める方向で調整を進めている段階であります。新たな観光地域づくり組織の設立と施設の管理運営の移行の時期が平成30年度中になる見込みであることから、当面の間、現在指定管理を行っている中頓別町観光協会に指定期間を1年間延長する形をとらせていただきたいというところであります。

なお、新たな組織の設立と施設の管理運営の引き継ぎが可能となる時期が確定次第、改めて指定管理の手続を進めたいと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長(村山義明君) 日程第2、議案第18号 指定管理者の指定の件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第18号 指定管理者の指定について、ピンネシリ温泉の關係でありますけれども、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 平中産業課長。

○産業課長(平中敏志君) 続きまして、議案94ページ、議案第18号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は中頓別町ピンネシリ温泉、指定管理者となる団体の名称は中頓別町観光開発株式会社、所在地につきましては記載のとおりであります。

指定期間につきましては、平成30年度からの1年間、平成31年3月31日までとするものであります。

本施設につきましても、観光振興計画の中で新たな観光地域づくり組織の設立により山村交流施設、そらや自然学校、農業体験交流施設とあわせて一体的な施設の管理運営を進める方向で調整を進めている段階であります。新たな観光地域づくり組織の設立と施設の管理運営の移行時期が平成30年度中になる見込みであることから、当面の間、現在指定管理を行っている中頓別町観光開発株式会社に指定期間を1年間延長する形をとらせていただきたいという調整をしているところでございます。

なお、新たな組織の設立と施設の管理運営の引き継ぎが可能となる時期が確定次第、改めて指定管理の手続を進めたいと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番(星川三喜男君) この指定管理者の指定については異議はありませんけれども、1点だけちょっとこれに関連してお聞きしたいと思います。

この指定期間、1年という期間は今説明でわかりました。そこで、観光について新組織体制が本当にできるのかどうか、今の現状を伺いたいと思いますし、それにあわせて

多分専務理事でしたか、何か募集していたと思いますけれども、それも確定しているのかどうか、あわせて答弁をお願いします。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 現在、新たな組織の設立に向けては、その組織の核となる専務理事とマネジャーの募集をしているところですが、それぞれ1名ずつ、2名ですが、今現在最終的な選考をしている段階でありまして、近日中というか、なるべく早く選考をさせていただきたいというふうに考えています。その専務理事、マネジャーが確定次第、改めて新たな組織の事業計画づくりと事業内容を精査して組織を設立していきたいというふうに考えてございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 内容について、別に異存はありません。ただ、町長、指定管理者の指定についての認定を議会ですというのは、これは当然なのだけれども、だとしたら指定する団体がどういう団体であるか、これ資料なくていいのですか。本来あり得ないのですよ、こういうやり方というのは。これは、町内で今までも毎年やっているのだからいいだろうと、ただ簡単にそれだけでこのまま出しているのでしょうか。だけれども、これ例えば初めての議員がいたりしたら、当然団体の内容をきちっと出して、町が経営上も信頼するに値ある団体であるということを承認できたものだからという、そういう説明が本来必要でしょう。だから、これは内容的に言えば大体わかる。でも、役員には誰がなっているのかと言われたってわからないよ、何人いるのか。だから、そういうことで改めて町はきちっとこういう議案を出すときには、一番肝心なのは指定する団体の内容なので、その辺はこれでいいと思わないでください。本来は、きちっとした団体説明が必要だということを知っていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） ご指摘の点については、十分受けとめていきたいと思いますが、今回この案件を出すに当たりましては、それぞれ担当になっている指定管理者からは通常の指定管理を求めるための書類は全ていただいております。今回、もともと2年前にさかのぼって指定管理を受けているところに新たに指定管理期間を設けてお願いするということではなく、募集はしていません、今回の部分については。あくまでもこの今現存する建物等を維持管理を指定管理して行っている団体に対して暫定的に1年間の継続的な指定をお願いをしたということをもって対応したために、そういう思いがあって今回書類的な部分はありませんでした。ただ、ご指摘のいただいたところについては十分私どもも認識はしておりまして、事前に各団体からは正規な取り組みでの書類はいただいておりますので、必要があればというか、今後についてはそういう部分の書類を提示することについてはやぶさかではありませんし、そういう手続を行っていくことにしたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいということであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） なぜ副町長が答弁したのかわからなかったのだけれども、私はピンネシリ温泉のこの指定管理者に言ったのではなくて、全体のことを通じて言ったつもりなのです。だから、本来であったら、必要であればではないでしょう。説明資料として当然つけるのが当たり前のだよ、これは。だから、それは本来であればそういうものが必要だということを認めてもらいたかった。たまたま次の件も含めて十分承知している団体、町内の承知している団体だから、それはそれで許される範囲であろうという思いがあったと思うので、それはそれで私も承知している団体ですからわかりますけれども、基本的に議案として提出する場合には、そういった内容のものは必要なだよということを認めてくれと言っているの。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 説明が足りないということですので、私どもとしてもそのことは認めたいというふうに思いますし、今後の取り扱いについてはそのような取り扱いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第19号 指定管理者の指定の件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第19号 指定管理者の指定について、鍾乳洞ふれあい公園の関係でありますけれども、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 続きまして、95ページになります。議案第19号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称、申しわけございません。訂正をいただきたいと思います。中頓別町と

「町」が入ってございますが、「町」が必要ないので、中頓別鍾乳洞ふれあい公園の間違いでございます。大変申しわけございません。公の施設の名称は中頓別鍾乳洞ふれあい公園、指定管理者となる団体の名称は有限会社中頓別振興公社、所在地につきましては記載のとおりでございます。

指定期間につきましては、平成30年度からの2年間、平成32年3月31日までとするものであります。

本施設につきましては、観光振興計画の中で観光関連施設の位置づけや運営方法等について一定の方向性を協議するということから、平成28年度において指定期間を2年間とし……済みません。その協議において当面は新たな観光地域づくり組織としての管理運営には含まないという方向性となったことから、現在も指定管理により現施設運営を行っている中頓別振興公社に対して指定期間を2年間とし、非公募という形をとらせていただいております。同社につきましては、いわゆる第三セクターとして設立された企業であり、これまでの管理状況等においても特に問題はなく、今後の事業計画や収支計画においても問題ないというところから、継続して指定管理者とすることについて適当という判断をしたところでございます。

済みません。申しわけございません。公の施設の名称、大変申しわけありません。再度訂正をさせていただきたいと思っております。中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園の間違いでございます。大変申しわけありません。

資料を添付し忘れて大変申しわけございませんが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

済みません。あと、指定管理を2年間とした理由でございますが、2年前に指定管理、振興公社につきましてはスキー場と寿公園の指定管理もあわせてしていただいておりますが、その2年前の当時は4年間という指定管理期間を設けさせていただきました。今回、その2年前には鍾乳洞のふれあい公園につきましては観光振興計画の中でこの2年間で運営体制を検討するというところで考えておりましたが、この検討の中では当面の間は新たな組織のほうには含まないという考え方をさせていただいているところであります。その中で、指定管理期間をその他の指定管理の期間と合わせてという形で、ほかの施設が平成32年の3月31日までの期間としているものですから、その期間に合わせる形で今回2年間という形にさせていただいているというところでございます。

済みません。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今指定管理についてご説明いただきました。これについては、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園を有限会社中頓別振興公社、町の第三セクターで再度指定管理をとというご提案になるかと思うのですけれども、振興公社のほうの状況もいいというようなお話でありましたけれども、これまでの実績について。ただ、ここ最近2回ほど職員

の募集があったかなというふうに思います、振興公社のほうで。恐らくこれ多分退職される方がいたりとかということに伴うものだと思うのですけれども、何名退職されて、その分というか、十分な補充ができたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 私が聞いている範囲では、職員の方が1名と、それから事務を担当している職員の方が1名、2名の方が都合があってやめるというふうな話を聞いておりまして、それぞれ1名ずつ募集をかけているということを知っています。ただ、最終的に決定したかどうかの回答は、まだ私どもには来ておりません。そんな状況であります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 2名退職されるということで、それぞれ1名ずつ募集されていて、結果はわからないですよ。その2名退職されるということについてなのですから、それぞれのご都合があるかなと思うのですけれども、特に円満な形というか、例えば職場の環境であるとか、職場での待遇であるとか、そういったところが適切に振興公社のほうで、町の第三セクターでもありますから、そういうことがなされているのか。恐らくこれ臨時職の中での話だと思うのですけれども、何年も働いたのだけれども、正職としては採用されなくて給料も上がらないと、そういう状況ではやっていけないという声があるのです。ある一方で、今採用されていた、これから採用される方については臨時ということなのかなと思うのですけれども、すぐに正職にしますよという話があると、何かそういうことを耳にしたもので、実際そのような状況にあるのかというのを伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 職員の採用に関して、町側に対して個別の部分で相談をいただいているということではありません。私どもで承知しているのは、先ほど申したとおり1名の方はもう66歳以降になってやめたいということと、もう一人の方については家庭の事情があって、ご両親の関係があって今回やめたいという話があるのですというお話は聞いておりますが、具体的に問題があってというか、どういう希望があってとか、そういう具体的な中身でこちらに相談をされているということではありませんので、その辺の詳細についての部分についてはちょっとわかりかねる部分があります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それぞれに事情があってで、なかなか詳細については町のほうでは全てを把握し切れない部分はあると思うのですけれども、振興公社についても観光開発株式会社にしても第三セクターであって町が一番の大株主ですから、やはり職場の環境であるとか、そういったところにももっともっと突っ込んでいってもいいのではないかなと思うので、調査をするであるとか、実情の把握というのをぜひもうちょっとしていただきたいなというふうに思います。これ結局何か問題があるとしたら、やっぱり人口の減少とか、そういったことにつながってしまうと思いますので、その点お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 私も取締役の1人でありますので、今後役員会等でそういう議論はされる機会はあると思いますので、十分そのことを踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 考えているうちにちょっと疑問になったことが二、三点ありますので、町の考え方を伺いたいと思うのだけれども、例えば今指定の期間を2年間にしたと、それはその理由はわかったのです。ただ、その前は1年間にして、それは今後観光振興をするための組織化が大改革がされそうだという状況もあるという中で、中頓別町の観光のメインといったら鍾乳洞ですよ。鍾乳洞とピンネシリ温泉と言っているのかどうか、その鍾乳洞が観光振興のための組織がされる、しようとしているのにその範疇に入っていないのです。ちょっと不思議な存在になってくるのではないかなと。これは、振興公社に委託しているから、振興公社が統括の対象の団体でないから、そういうことなのかなという思いはありますけれども、私としてもそういう思いでありますけれども、ただどう考えても観光振興を基本に大組織化して新たな組織を設置して推進しようとするときに、鍾乳洞の管理だけが別な団体だというのはちょっと納得いかないのです、この辺今後その組織化されると同時に検討される準備をしているのかどうかちょっと伺いたい。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 新たな組織づくりの中でも鍾乳洞については検討してまいりましたが、当面の間、地理的な部分もありますけれども、敏音知周辺、松音知の施設もありますが、周辺の施設の中で管理運営を当面考えていきたいと。そこで組織づくりをしっかりと整えた上で、鍾乳洞の部分については改めて検討していきたいという考え方をしているというところでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今平中課長が言ったとおりでありますけれども、もう一点補足するとすると、かねてから鍾乳洞に関しては観光協会のほうに移管してはというような話になされた経緯があるかというふうに思います。ただ、ソフト的にガイドをしたりとかというようなどころについては新しいDMOの組織の中でも対応していくことになると思いますけれども、やはり鍾乳洞の管理、日々は2人、3人ぐらいで管理していますけれども、冬支度だとか、それから春の冬囲いを外すとか、草の管理も含めてやっぱり一時的に振興公社はほかの部門の職員も動員して対応してやってきているというような経緯があります。それについて、同様なことはなかなか観光協会のほうでも難しいというようなことから、観光協会のほうでもその部分の委託は移行は受け入れないというようなことできた経緯もあったというようなことから、新しいDMOの組織、今説明あったとおりこれから体制づくりをしていく形になりますけれども、当初からその体制をとるということはなかなか難しいのかなというふうな思いはあります。ただ、おっしゃるとおり将来ということの可

能性を否定するものではありませんので、今後も引き続きそのあたりの検討もしてもらおうようにしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長からわざわざ答弁いただいたので、それはそれなりに評価いたしますけれども、私が言っているのは少なくとも観光振興を行う組織が今改編されようとしている、その範疇の大事な鍾乳洞の部分の管理が他の団体にあるというのはちょっと変なので、作業をする上において振興公社の従業員を使うというのは、これはこれでいいのです。ただ、管理監督は少なくとも観光振興を行う組織下に、傘下にすべきでないですか、その検討をしますかと聞いたので、それだけの話ですから。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） その部分については、先ほど平中課長のほうからも当面の対応として、まず敏音知周辺、松音知エリアまでの範囲から入っていきたいという考え方に立ってということであります。最後、私も申し上げましたとおり、今後についてはその可能性についてもしっかり検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第36号 中頓別町道路線の廃止の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第36号 中頓別町道路線の廃止について、松音知8号線の関係でありますけれども、山内建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） それでは、説明いたします。

96ページになります。議案第36号 中頓別町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり廃止する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

整理番号206号、路線名、松音知8号線、起点、字松音知219の4、終点、字松音知40の25、延長263メートル、用地幅員、最大22.78メートル、最小13.46メートル。

路線の場所につきましては、97ページのとおりでございます。

廃止の理由といたしまして、現在松音知8号線は町道として利用がないため、町道維持費節減のため廃道とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 中頓別町道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（村山義明君） 日程第5、議案第37号 中頓別町道路線の認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第37号 中頓別町道路線の認定について、7丁目仲通り線についてでありますけれども、山内建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） それでは、98ページをお開きください。議案第37号 中頓別町道路線の認定について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり認定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

整理番号209号、路線名、7丁目仲通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別182の2、終点、字中頓別182の2、延長43メートル、用地幅員、最大17.41メートル、最小8.48メートルとなります。

路線の場所につきましては、99ページのとおりです。

認定理由につきましては、中頓別町教職員宿舍新築工事に伴い、町道を整備したもので

す。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 中頓別町道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第38号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 中頓別町道路線の変更について、あかね2条通り線の関係であります。山内建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 100ページになります。議案第38号 中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

変更前の路線、整理番号106号、路線名、あかね2条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別159の43、終点、字中頓別159の8、延長144.02メートル、用地幅員、最大9メートル、最小7.4メートル。

変更後の路線、整理番号106号、路線名、あかね2条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別159の43、終点、字中頓別159の6、延長86.12メートル、用地幅員、最大14.24メートル、最小9.0メートル。

路線の場所につきましては、101ページにあるとおりです。

変更理由につきましては、このあかね地域の公共住宅再生マスタープランの計画から外れた区域については町道としての役割はないという形で考え、廃止とし、変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） あかね2条通り線の終点というか、延長を短くする変更なのですけれども、このもともとの終点、159の8番地まで今でも舗装がかかって路線は残っていると思うのですけれども、車も夏の期間は通れるような道路だとは思っているのですけれども、廃止する理由がよくわからないのですが、今専念寺の裏のところが空き地というか更地になっていて雪捨て場的な使い方をされているということで、その雪山が大き過ぎてそこが通れないというような状況だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 現状としては雪捨て場として、堆積場として使っております。あかね1条通りも3条通りも挟んでありますので、そして2条通り自体はほとんどてんぷら舗装という形で傷みがひどく、そのままではまた補修費もかかるということで、そこを廃止しようという考えで行っています。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 当該路線については担当課のほうから、この今回廃止する区間について整備をしたいというような協議がありました。ただ、ここは延長も短く、過疎債等の道路事業、道路の補助事業の対象にもならないし、起債の対象にもならないということから、この分1、400万円ぐらい事業費がかかって、それが全部単費になるというような協議がありました。その中で、実際にこの道路を整備しなければならないのかというようなことを検討を求めて、先ほど言った課長のほうから説明があったとおりに廃止をした上で、今後同地を現状のまま売却するというようなことも含めて検討するように指示をしたということでありまして、そういった経過があったということも補足したいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町の考え方もわかりました。ただ、この用地、今後どうするという考え方なのですか。そのことによって、例えば住宅地として譲渡してもいいという形になったりしたときに、この道路の存在はどうなのでしょう。あったほうがいいのかね。多分あったほうがいいのかと思うのだ、本当は。ただ、今は使わないから、修繕費等々もかかるので廃止というのはわかるのだけれども、道路というのはつくるときに大変お金をかけてつくっているのです、できれば残しておいて少しでも交付税の対象になるようなことにしておいたほうがいいのかという思いも素人考えであるのだけれども、将来的な用地の用途についてとそれに基づいて道路の存在というのと絡めて考えなければならぬと思うのですが、この辺どう考えているのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 去年アパートが建ったのは、この図で見るとこの道路の下側になるところであります。上側についても複数の購入の希望についての協議を受けていて、今後そこを公募して売却をしていくような手続になるかなというふうに想定しています。そ

の際、この当該地、廃止された町道の部分も現状のまま売却ができることが望ましいのかなという基本的な考え方を持っているところですが、その詳細はまだ詰めていませんので、最終的に結果はどうかはわかりませんが、いずれにしてもそこは残すにしろ、残さないにしろ、取得者の管理の中で対応してもらいような敷地内道路として活用するか、あるいはならして整地をするか、そこも含めて考えた上で購入をしていただくような形になればいいのかなというふうに思っています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 中頓別町道路線の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号、議案第2号～議案第3号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第8、議案第2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定の件、日程第9、議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定の件を一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定については小林国保病院事務長、議案第2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定については野露総務課参事、議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定については吉田保健福祉課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） 議案の81ページをお開き願います。議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

議案85ページをお開き願います。改正の要旨を読み上げてご説明申し上げます。本町における医師及び看護師の確保については、現在も大変苦慮しているところではありますが、近年薬剤師を初めとした医療技術者や福祉技術者の新規採用についても困難が生じてきて

おります。このことから、医師や看護師、保健師、助産師のほかに薬剤師等の医療技術者及び社会福祉士等の福祉技術者の養成を行うため条例の一部を改正するものです。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 野露総務課参事。

○総務課参事（野露みゆき君） それでは、私のほうから中頓別町奨学金等償還支援条例の制定についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。議案第2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定について。

中頓別町奨学金等償還支援条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

16 ページをお開きください。制定の要旨をごらんください。16 ページです。近年、雇用状況が好調で、より雇用条件が整った事業者や自治体を求める傾向が強くなっており、北海道職員の採用状況を見ても採用内定者の約6割強が内定辞退するという状況にあります。特に医療技術者や福祉技術者に関しては顕著で、各自治体において独自の奨学金制度を制定し、人材確保につながっていますが、近年は他の自治体や学生支援機構などの奨学金（養成費含む）に対して償還支援制度により人材確保につなげる自治体や事業者がふえてくる現状にあります。こうした現状を踏まえ、当町におきましても同様の条例を制定することにより町内事業者はもとより、町職員としてより優秀な方を確保すべく、本条例を制定するものです。

以上、よろしくご審議ください。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、17 ページをお開きください。議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定についてご説明いたします。

中頓別町障がい者等就労促進助成条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、中頓別町長。

20 ページをお開きください。制定の要旨であります。障がい等がある方々の就労意欲は近年急速な高まりを見せており、その能力と適性に応じた雇用の場につくことが重要となっております。身体的、精神的な要因により就労に困難性のある方々の就労促進と職場への定着を図り、職業を通じ、誇りを持って住みなれた地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を進めるため、この条例を制定するものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第15号、議案第2号及び議案第3号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、第2号及び第3号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午後 1時30分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(村山義明君) お諮りします。

ただいま議案第15号、第2号及び第3号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、第2及び第3として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、議案第2号及び議案第3号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第15号、議案第2号～議案第3号

○議長(村山義明君) 追加日程第1、議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第2、議案第2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定の件、追加日程第3、議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定の件、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告を一括議題とします。

本件について、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長(東海林繁幸君) いきいきふるさと常任委員会審査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成30年3月2日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第15号、議案名、医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第2号、中頓別町奨学金等償還支援条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第3号、中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定について、審査の結果、原案可決。

審査意見、1、中頓別町障がい者等就労促進助成条例について、国の制度に該当する者は、国の助成制度を優先して活用し、本制度は国の制度を補完する意味での活用を望むものであります。

以上。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町奨学金等償還支援条例の制定の件は委員長報告のとおり

可決されました。

これより議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。あす3月3日から3月10日までは休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、明日3月3日から3月10日までは休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) 本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時37分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員